

老朽空き家除却費補助金チェック表

当該補助を受けようとする方は以下の全ての条件に当てはまる必要があります。

対象の 空き家は	1年以上使用されていない空き家であること。(第3条)	☐
	延べ面積の2分の1以上が居住の用に供されていたものであること。(第3条) (単独の店舗、事業所等は対象外)	☐
	個人が所有するものであること。(第3条) (企業の社宅等は対象外)	☐
	所有権以外の権利(抵当権等)が設定されていないこと。(第3条)	☐
	昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。(第2条)	☐
	空家法第22条第3項による命令(特定空家等に認定された空家等に対する措置)を受けていないこと。(第5条)	☐
補助 対象者は	公共事業による移転等の補償対象となっていないこと。(第5条)	☐
	空き家の所有者又は所有者の同意を得た土地所有者である。(第4条)	☐
除却工事は	市が賦課徴収を行う税金を滞納していないこと。(第4条)	☐
	解体業者が実施する工事であること。(第5条)	☐
	補助金の交付決定を受けた年度の2月末日までに完了する工事であること。 (第5条)	☐
	建設リサイクル法に基づき適正な分別解体、再資源化等を実施する工事であること。 (第5条) (条件により建設リサイクル法に基づく届出が必要)	☐
	他の制度等に基づく補助金の交付対象となる工事でないこと。(第5条)	☐
	交付の決定後に着手する工事であること。(第5条、第11条)	☐

【申請の流れ】

判定申請

- ☐ 補助対象空き家判定申請書(様式第1号)
 - ☐ 補助対象空き家の位置図及び配置図
 - ☐ 補助対象空き家の外観写真(複数の方向から撮影したもの及び損傷状況の分かるもの)
- ※その他の書類が必要になる場合があります。

判定通知 → 【非該当の場合(評点が50未満)】 → 補助金交付できないため終了

【該当の場合(評点が50以上)】

交付申請

- ☐ 老朽空き家除却費補助金交付申請書(様式第3号)
 - ☐ 事業計画書(様式第4号)
 - ☐ 補助対象空き家の登記事項証明書又は所有者及び建築年次が確認できる書類
 - ☐ 除却工事の見積書の写し(補助対象経費の分かるもの)
 - ☐ 委任状(共有の空き家、又は土地の所有者が補助対象者である場合など)
- ※その他の書類が必要になる場合があります。

交付の決定通知

着工(補助金交付決定前の着工は不可)

除却完了

実績報告(必ず除却工事が完了した日から30日を経過する日までに提出してください。)

- ☐ 老朽空き家除却費補助金実績報告書(様式第10号)
 - ☐ 除却工事の契約書の写し又はこれに類するもの
 - ☐ 除却工事の領収書の写し又はこれに類するもの
 - ☐ 除却前及び除却完了後の全景写真
 - ☐ 建設リサイクル法による届出に係る届出書の写し又は産業廃棄物管理票の写し
 - ☐ 補助金を受け取る口座情報のわかるもの(請求書の記入の際に必要になります。)
- ※その他の書類が必要になる場合があります。